

条例、諸外国における接着剤使用施設の取扱い

	根拠法令	裾切り指標	裾切り数値	既設施設に対する 猶予期間	対象施設
埼玉県	埼玉県生活環境保全 条例	炭化水素類等の1 日使用量 (1事業所合計)	500kg	・5年(1日使用量1000kg 未満、1ヶ月使用量が 10000kg未満若しくは専ら プラスチックを用いるラミ ネート製品の製造している 工場・事業場) ・3年(上記以外の施設)	使用施設 (接着の用に供する施設(接着又は乾燥を行う施設 をいう))
		炭化水素類等に含 まれる揮発性物質 の1ヶ月使用量 (1事業所合計)	5000kg		
千葉県	千葉県炭化水素対策 指導要綱	炭化水素発生の1 ヶ月合計量 (1事業所合計)	500kg (既設は1000kg)	5年	使用施設 (接着等炭化水素を使用する施設(乾燥に係る施設 及び作業工程を含む))
大阪府	大阪府生活環境の保 全等に関する条例	排風機的能力	10m ³ /分	6ヶ月	物の製造に係る接着の用に供する乾燥施設
米国	大気清浄法	なし		なし	タイヤ製造施設
		設計生産量	45t/年		感圧テープ製造
EU	特定の活動及び設備に おける有機溶剤の使用 によるVOC放出の抑制 のための理事会指令	年間溶剤使用量	5t/年	8年	接着剤を使用する産業、木・プラスチックのラミネ ーション
			25t/年		木材への含浸